

神戸市不妊に悩む方への特定治療支援事業 よくある質問と回答

対象となる要件 / 通算助成回数

Q1 助成の要件は何ですか。

以下のすべての要件を満たす必要があります。

- ①神戸市内に住所を有すること
- ②治療開始日時時点で法律上の婚姻関係（もしくは事実婚関係）にある二人であること
- ③指定医療機関において特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けたこと
- ④治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること

Q2 所得制限はありますか。

ありません。令和3年1月1日以降に終了した治療より、所得による助成上限額の差もなくなりました。

※神戸市では平成29年4月1日以降に終了した治療より市単独事業として制限を撤廃

Q3 妻の年齢が42歳のときに指定医療機関で治療を開始しましたが、治療の途中で43歳になりました。この場合は助成の対象になりませんか。

助成対象要件の43歳未満とは、「今回の治療期間の初日における妻の年齢」で判断します。そのため、治療期間の初日現在で43歳未満であれば、治療終了日や申請日が43歳以上であっても助成の対象となります。ここでいう治療期間の初日とは、採卵準備のための投薬開始日もしくは、以前に凍結した受精卵による凍結胚移植のための投薬開始日となります。

なお、43歳になってから開始した治療については、たとえ過去に助成を受けた回数が通算助成回数に満たない場合でも助成の対象外となります。

Q4 申請期限はありますか。

申請期限は治療終了日から3か月以内です。それまでに書類をすべて揃えて、住所地の申請窓口へ持参してください。申請期限を過ぎたものは受付ができませんのでご注意ください。（自己の責によらないやむを得ない事情がある場合はご相談ください。）

なお、ここでの「3か月以内」とは、治療終了日の翌日を起算日として数えます。

（例）4月1日に治療が終了 → 7月1日まで申請が可能

Q5 助成は何回受けられますか。

「はじめて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢」が39歳以下の方は、妻が43歳になるまでに通算6回まで助成を受けられます。同様に、妻の年齢が40歳以上かつ42歳以下の方は、妻が43歳になるまでに通算3回まで助成を受けられます。なお、過去に助成を受けた回数が通算助成回数の上限に満たない場合でも、妻の年齢が43歳以上のときに開始した治療はすべて助成の対象外となります。

なお、令和3年1月1日以降に終了した治療より制度を拡充し、特定不妊治療費の助成を受けた後、出産もしくは妊娠12週以降の死産に至った場合には、これまでの助成回数をリセットすることができるようになりました。

Q6 採卵から移植まで一連の治療を複数回行う予定です。どの順番で申請すればよいですか。また、同時に複数回分申請することも可能ですか。

一連の治療を複数回行った場合、治療終了日の早い順番で申請してください。また、すべての治療が申請期限内（治療終了日から3か月以内）であれば同時に申請することも可能ですが、治療終了日の早い順番で受理します。先に申請した治療よりも前に終了していた治療を後から申請することはできませんのでご注意ください。（なお、申請書や受診等証明書については、一連の治療につき1枚ずつ作成してください。）

- Q7** 次の2つの治療を行いました。8月に40歳の誕生日を迎えましたが、通算助成回数は何回になりますか。
 ①治療期間 令和3年7月1日～同年12月1日（治療開始時の妻の年齢は39歳）
 ②治療期間 令和3年9月1日～同年10月1日（治療開始時の妻の年齢は40歳）

一連の治療を複数回行った場合、治療開始日に関わらず、治療終了日の早いものから申請してください。今回の事例では治療終了日の最も早い②が初回の治療（＝初回の申請）となり、①が2回目の治療（＝2回目の申請）となります。②を初回治療として申請し、承認となった場合、これが初回助成となりますので、はじめて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢は40歳となり、通算助成回数は「43歳になるまでに3回」となります。

なお、先に申請した治療よりも前に終了していた治療を後から申請することはできません。（Q7を参照）したがって、①を初回治療として申請し、承認となった場合、通算助成回数は「43歳になるまでに6回」となりますが、②の申請をすることができなくなりますのでご注意ください。

- Q8** 過去に助成を受けましたが、その後離婚し、別の人と再婚しました。再婚後に行った治療の申請をする場合、再婚前に助成を受けた回数も通算助成回数に含まれますか。

助成対象者については夫婦単位となることから、離婚と再婚により相手が変わった場合、以前の夫婦が助成を受けた回数は通算しません。新たな申請者として取り扱います。

- Q9** 最近神戸市に転入しました。転入前に行った特定不妊治療について、神戸市に申請することはできますか。

申請日現在で夫婦の両方または一方が神戸市内に住所を有する場合は、神戸市へ申請することができます。ただし、申請期限内（治療終了日から3か月以内）であることが必要です。

助成の対象となる費用 / 治療

- Q10** 助成の対象となる費用は何ですか。

治療期間内に行われた特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に係る治療費のうち医療保険適用外のもので、採卵準備のための投薬や注射、採卵、胚移植の処置費および妊娠確認検査費用などが対象です。凍結された精子・卵子・受精胚の管理料（保存料）、文書料、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費は助成の対象外です。

- Q11** 人工授精も助成の対象になりますか。

人工授精は助成の対象になりません。本事業で対象となるのは、体外受精もしくは顕微授精に限られます。

- Q12** 不育症の治療や検査に要した費用も助成の対象になりますか。

不育症の治療や検査に要した費用については本事業の助成対象外ですが、「不育症治療支援事業」での助成が可能です。ただし、所得制限や申請期限、対象となる治療など助成要件が異なりますので、詳細については以下のURLからご確認ください。

<http://www.city.kobe.lg.jp/child/maternity/support/huikusyuu.html>

- Q13** 凍結胚移植を行おうとしましたが、融解に成功せず治療終了となりました。これは助成の対象となりますか。

採卵を伴わない凍結胚移植（治療区分C）を行おうとした際に融解に成功せず治療終了となった場合には、助成の対象となりません。なお、採卵を伴う凍結胚移植においては、融解に成功せず、やむを得ず治療を終了することとなった場合には、治療区分Dに該当します。

- Q14** 採卵・受精後に胚を凍結した後、8周期あけて胚移植を行いました。治療区分Bとして申請できますか。

治療区分Bは「採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行なう」との主治医の当初からの治療方針に基づき行なった治療のことを指しますが、「1～3周期程度」は目安です。したがって、それ以上の周期をあけて行う治療については、その周期が当初からの治療方針に基づくものであり、主治医が一連の治療と認めるのであれば、治療区分Bとなります。ただし、受精卵の凍結後、妊娠・出産を経て、その後に胚移植を行った場合は一連の治療とはみなせないため、治療区分Cとなります。（Q15を参照）

Q15 第1子の治療のときに複数個採卵し、余剰胚を凍結させました。このときの凍結胚を用いて、第2子のため、第1子出産後に胚移植を行いました。第1子の治療が終了したときに助成金の申請はしていません。この場合、第2子の治療を治療区分Bとして申請できますか。

治療区分Bは「採卵・受精後、1～3周期程度の間隔を空けて母体の状態を整えてから胚移植を行う」という主治医の当初からの治療方針に基づいて行った治療のことを指します。今回の事例において受精から胚移植まで間隔があいたのは第1子の妊娠・出産によるものであり、母体の状態を整えることにあらず、一連の治療とはみなせないため、治療区分Bで申請することはできません。治療区分Cとして申請してください。（この場合、採卵から凍結胚の保存に係る費用は助成の対象とはなりません。）

Q16 42歳までのうちに複数回採卵を行い、できるだけ多くの受精卵を凍結しておく予定です。この場合、採卵から胚凍結までを治療区分Dとして申請できますか。

治療区分Dは「患者の体調悪化により、胚移植はもはやできない」との主治医の診断をもって治療終了した場合をいいます。今回の事例は体調悪化とはみなせませんので、治療区分Dでの申請はできません。胚移植後、妊娠確認までの一連の治療が終了してから申請してください。

なお、Q16にもあるとおり、第1子出産以前に凍結した受精卵による胚移植は治療区分Cとなります。この場合の「治療期間の初日」は凍結胚移植のための投薬を開始した日となりますので、この時点で妻が43歳以上の場合は助成の対象外となります。

Q17 次のとおり治療を行いました。この場合、①の費用を治療区分Dとして申請できますか。

- ① 5月に採卵・受精後、胚凍結をした。
- ② 6月に採卵・受精後、胚凍結をした。
- ③ 7月に、6月の凍結胚を移植して妊娠した。

治療区分Dについては、「患者の体調悪化により、胚移植はもはやできない」との主治医の診断をもって治療終了した場合をいいます。治療の成功による妊娠により中止した場合、体調悪化を理由とした医師の診断による中止ではありませんので、①の費用は助成の対象とはなりません。同様に、胚凍結期間中に自然妊娠した場合も、採卵から胚凍結にかかる費用は助成の対象とはなりません。

なお、この事例において、③の妊娠と出産後に①の凍結胚を用いて移植を行った場合は、治療区分Cとなります。

男性不妊治療

Q18 助成の対象となる手術は何ですか。

特定不妊治療に至る過程の一環として行われた、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術が助成の対象となります。具体的には精巣内精子生検採取法（TESE）、精巣上体内精子吸引採取法（MESA）、経皮的精巣上体内精子吸引採取法（PESA）、精巣内精子吸引採取法（TESA）が助成の対象となります。

Q19 助成の対象となる費用は何ですか。

保険適用外の手術費用および凍結料が助成の対象となります。検査料、凍結した精子の保存料（管理料）、文書料、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費は助成の対象外です。

Q20 助成の上限回数はありますか。

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）の助成を受けられる回数の範囲内で助成します。ただし、原則として特定不妊治療と同時に申請することが必要です。（Q21を参照）

Q21 男性不妊治療単独での申請はできますか。

男性不妊治療への助成は、特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術を行った場合を対象とするものであり、原則、男性不妊治療単独での申請はできません。ただし、主治医の治療方針に基づき採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できずに治療が終了した場合に限り、男性不妊治療単独での申請が可能です。この場合、特定不妊治療における通算助成回数の1回にカウントします。

Q22 男性不妊治療を指定医療機関以外で受けた場合も助成の対象になりますか。

【令和3年6月30日まで】男性不妊治療を指定医療機関以外の神戸市内の医療機関（一般の泌尿器科を標榜する病院等）で行った場合、以下の要件①②を満たすときは助成の対象となります。この場合の受診等証明書は特定不妊治療を行う指定医療機関の主治医が作成します。

（要件）①特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に至る過程の一環として行った手術であること。

②特定不妊治療を行う指定医療機関の主治医からの紹介等があったこと。

【令和3年7月1日以降】

Q23 特定不妊治療と男性不妊治療を同時に申請しようと思います。実際にかかった治療費は、特定不妊治療が35万円、男性不妊治療が30万円でした。特定不妊治療の区分がAの場合、申請額はどのように考えたらよいですか。

特定不妊治療と男性不妊治療で別々に、実際の治療費と助成上限額とを比較して少ない方が申請額となります。今回の事例では、特定不妊治療の助成上限額が30万円、男性不妊治療の助成上限額が30万円ですので、申請額は特定不妊治療が30万円、男性不妊治療が30万円となります。

申請書

Q24 申請者氏名欄は、押印が必要ですか。

押印は不要です。ただし、記入を誤った場合は、二重線の上から訂正印もしくはサインをして訂正してください。

Q25 数週間後に市内転居予定です。申請書の住所は現住所と新住所のどちらを記入すればよいですか。

申請書の住所欄には申請日現在の住所を記入してください。（住民票に記載の住所と一致することが必要です。）

なお、承認（不承認）決定通知書の送付先に新住所を希望する場合には、Q27を参照してください。

Q26 承認（不承認）決定通知書を、住民票に記載の住所とは異なるところに送ってほしい場合はどうすればよいですか。

A4サイズの白紙に「決定通知書は下記の住所に送ってください」という申し出文と、申請者氏名・現住所・希望する送付先住所・申請年月日を記入し、押印したものを申請書類と併せて提出してください。

Q27 振込先口座は、両人のどちらの口座でもよいですか。

振込先に指定できる口座は神戸市内居住者の名義のものとします。したがって、単身赴任等で夫婦の一方が市外に居住する場合は、神戸市内居住者の口座を指定してください。夫婦のいずれも神戸市内に住所を有するのであれば、どちらの口座でも結構です。

Q28 振込先口座は、旧姓名義の口座でもよいですか。

原則は新姓名義の口座を指定してください。やむを得ず旧姓名義の口座を指定する場合は、旧姓であることを確認できる戸籍謄本もしくは戸籍抄本を提出してください。

Q29 申請額の欄にはどの金額を記入すればよいですか。

実際にかかった治療費が助成上限額を上回る場合は、助成上限額を記入してください。反対に、実際にかかった治療費が助成上限額を下回る場合は、実際にかかった治療費を記入してください。（実際にかかった治療費の金額については、受診等証明書の「領収金額」の欄でご確認ください。）

住民票 / 市民税・県民税(所得・課税)証明書 / 領収書

Q30 夫婦同一世帯（法律婚の場合）ですが、同居中の親が世帯主であるため、続柄が「子」「子の妻（子の夫）」と表記されます。この住民票でも問題ありませんか。

夫婦同一世帯であっても、世帯主が夫でも妻でもない場合は、戸籍の筆頭者の表記で婚姻関係を確認します。したがって、続柄に加えて、戸籍の筆頭者が記載された住民票を提出してください。

（戸籍の筆頭者の記載が無い住民票に加えて、夫婦の戸籍謄本を提出いただいても結構です。）

Q31 誤って住民票ではなく住民票記載事項証明書を取得してしまいました。住民票の代わりにこれを提出してよいですか。

住民票と住民票記載事項証明書は異なる書類であり、後者では審査に必要な「前住所」の確認ができません。したがって、住民票記載事項証明書では受理できませんので、あらためて住民票を取得してください。

Q32 住民票は、申請の度に新しいものを取得するのですか。

【住民票】

発行日から3か月以内のもので、住所や続柄等に変更が無い場合は前回申請時に提出したもののコピーでも結構です。

それより前に発行したものは使用できません。事実婚の場合は都度ご提出ください。

Q33 旧姓で発行された領収書を提出してもよいですか。

領収書の一部または全部が旧姓で発行されている場合、治療開始日から法律上の婚姻関係であったことを確認する必要がありますので、戸籍謄本もしくは夫婦両方を載せた戸籍抄本を提出してください。（配偶者氏名・婚姻日・従前戸籍等を確認します。）

Q34 領収書を紛失してしまいました。どうすればよいですか。

医療機関に領収書の再発行を依頼するか、支払証明書の発行を依頼してください。

Q35 領収書が手元に無いため、代わりに請求書を提出してもよいですか。

請求書では受理できません。領収書が無い場合は、医療機関に再発行を依頼するか、支払証明書の発行を依頼してください。

指定医療機関 / その他

Q36 神戸市外の医療機関で特定不妊治療を受けました。助成の対象になりますか。

神戸市外の医療機関であっても、その医療機関が所在する都道府県・政令指定都市・中核市から指定を受けている場合は助成の対象となります。市外の指定医療機関一覧は以下のURLからご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>

Q37 治療の途中で転院したのですが、助成の対象となりますか。

指定医療機関から指定医療機関へ転院したのであれば、助成の対象となります。指定医療機関以外での治療は助成の対象外となりますので、転院元あるいは転院先が指定医療機関でない場合は助成の対象外です。

Q38 助成金を受けた場合、確定申告の医療費控除は受けられなくなりますか。

確定申告については最寄の税務署にお問い合わせください。